

塩崎スポーツクラブ規約

第1章 目的

(目的)

第1条 子どもから高齢者まで“いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも”気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指して、地域の皆様に対して定期のスポーツ教室や各種スポーツイベント、体力測定等の事業を行い、健康で笑顔があふれ、連帯感のある「ときめきとふれあいの“むら”」創りに寄与することを目的とする。

第2章 総則

(名称)

第2条 名称は、塩崎スポーツクラブ（以下「本クラブ」という）。

(所在地)

第3条 本クラブは、事務局を長野県長野市篠ノ井塩崎5268「長野市立塩崎体育館」に置く。ただし、準備が整うまでは、事務局をクラブマネジャーの自宅に置く。

(事業)

第4条 本クラブは、この規約の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会・定期スポーツ教室の開催
- (2) 各種講習会・研修会の開催
- (3) 会員相互の親睦事業
- (4) スポーツの普及・振興のための事業
- (5) スポーツに関する情報提供等広報活動
- (6) 本クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本クラブの正会員は、次の会員をもって構成する。

- (1) ジュニア会員
- (2) 一般会員
- (3) ファミリー会員
- (4) 賛助会員

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、本クラブが別に定める入会申込書により会長あてに申し込みするものとし、会長は正当な理由のない限り入会を認めなければならぬ。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入し、会費の納入をもって会員の資格を取得する。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 正当な理由がなく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(退会)

第9条 会員は、本クラブが別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第11条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名以上
- (4) 監事 2名

(選任等)

第12条 理事及び監事は総会において会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 監事は理事及び本クラブの職員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 会長は、本クラブを代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会（運営委員会）を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本クラブの業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本クラブの業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行の状況又は、本クラブの財産の状況について、理事に意見を述べること、及び総会、理事会（運営委員会）の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。欠員を生じた場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局及び職員)

第15条 本クラブに、事務を処理するため事務局を設け、クラブマネジャーその他職員を置く。

- 2 クラブマネジャーは、理事会（運営委員会）の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会（運営委員会）の議決を経て会長が別に定める。

(報酬等)

第16条 クラブマネジャーについては、公益財団法人日本体育協会が助成金について定める規定（以下「助成金規定」という。）に基づき有償で配置する。雇用条件、雇用契約については助成金規定に基づき本クラブが別に定める。

- 2 事務局職員について、理事会（運営委員会）の議決に基づき有償で配置することができる。
- 3 講師、種目別の指導者及び理事について助成金規定に基づき理事会（運営委員会）の議決を経て、謝金を支払う。

第5章 総会

(種別)

第17条 本クラブの総会は、通常総会及臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

(決議事項)

第19条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 規約の変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (5) 入会金及び会費の変更等
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。尚、会員が出席できない時は、議決権を委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(開催)

第20条 通常総会は、年1回とする。

(招集)

第21条 総会は、本クラブの運営について必要があるとき、会長が招集する。

2 総会の議決を要するもので、急を要し会長において総会を招集する時間がないと認めた場合は、理事会（運営委員会）において、決することができる。ただし、この場合には、事後の総会に報告し、その承諾を得なければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前迄に通知しなければ、ならない。

(議長)

第22条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

第6章 理事会（運営委員会）

(構成)

第23条 理事会（運営委員会）は、理事をもって構成する。

(議決)

第24条 理事会（運営委員会）は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催及び招集)

第25条 理事会（運営委員会）は、会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

(議長)

第26条 理事会（運営委員会）は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

(議事録)

第27条 理事会（運営委員会）の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人1名が記名、捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本クラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 協賛金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第29条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第8章 事故の責任

(事故の責任)

第30条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

これに違反して盜難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第9章 保険の加入

(保険の加入)

第31条 会員は、入会時スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。未加入者の活動中の事故については本クラブにおいて一切の責任を負わない。尚、スポーツ安全保険の内容については入会案内に記載するものとする。

第10章 細則

(細則)

第32条 本規約の施行について必要な細則は、理事会（運営委員会）の議決を経て会長がこれを定める。

(規約の改定)

第33条 本規約は、総会に出席した正会員過半数の決議によって改正することができる。可否同数のときは議長の決するところとする。

附則

本規約は、平成25年2月11日から施行する。